

島根県優良工事等表彰要領
(優良工事・優良業務・優秀建設技術者・優良下請工事・特別表彰)

(目的)

第1条 この要領は、島根県総務部、農林水産部及び土木部（以下「島根県」という。）が発注した工事及び設計・調査等の業務の中から、優良な建設業者等及び優秀な建設技術者（以下「表彰対象者」という。）を表彰することにより、建設業者等相互及び建設技術者相互の啓発を図り、建設技術の向上及び発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者等 建設業者及び測量業者、建設コンサルタント等のうち島根県が発注した工事または業務に係る請負契約の相手方となった団体。
- (2) 建設技術者 島根県が発注した工事又は業務における監理技術者、主任技術者、管理技術者
- (3) 工 事 等 島根県が発注し前年度に完成した工事又は完了した業務

(表彰の種類等)

第3条 表彰の種類は、次の各号に掲げる各部門（工種）とする。

- (1) 優良工事表彰 土木部門 ①道路 ②河川 ③港湾空港 ④砂防 ⑤都市計画 ⑥その他
建築部門 ①建築 ②設備
農林水産部門 ①農業土木 ②森林土木 ③漁港漁場
- (2) 優良業務表彰 地質調査・測量・調査業務部門
土木設計業務部門
農林水産設計業務部門
建築設計業務部門
- (3) 優秀建設技術者表彰 建設工事部門
業務部門
- (4) 優良下請工事表彰
- (5) 特別表彰

2 表彰は、次の各号に定める事由に該当する建設業者等及び建設技術者の中から、他の模範になると認められたものに対して行うことができる。

- (1) 工事等の成績が優秀であったもの
- (2) 工事等に関して新技術の導入、新たな技術的提案及び創意工夫等を積極的に行い、工事等の能率の向上に顕著な成果を上げたもの
- (3) 困難な条件を克服し工事等を円滑に施行したもの
- (4) 工事等の施行に当たり環境対策、安全対策等を徹底し、地域との積極的な協調を図ることにより建設事業のイメージアップに貢献したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害時等における他の模範として推奨すべき功績を挙げたもの

(表彰権者)

第4条 この要領に基づく表彰権者は、次の各号に掲げる功績の内容に応じて知事又は総務部各課長及び地方機関の長、農林水産部各課長及び地方機関の長並びに土木部各課長及び地方機関の長（以下「所長等」という。）とする。

- (1) 知事は、前条第2項各号に掲げる事由に該当するもののうち、その功績が特に顕著であったものに対して知事表彰を行う。

- (2) 所長等は、前条第2項各号に掲げる事由に該当するもののうち、その功績が顕著であったものに対して所長等表彰を行う。

(所長等表彰の選考及び知事表彰の推薦)

第5条 所長等は、所管する工事等の内から表彰対象者を選考するため、各所属に優良工事等表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。選考委員会は、島根県建設工事入札参加者選定要領第8条に規定する審査会をもって構成し、会の規定はこれを準用する。

- 2 選考委員会は、別記「島根県優良工事等表彰選考基準」（以下「選考基準」という。）等に基づき内容を審査のうえ、所長等表彰の表彰対象者を選考し、さらに、選考された中から特に優良と認められるものを知事表彰の表彰対象者として選考し、別紙(1)「島根県優良工事等表彰選考調書」（以下「選考調書」という。）により所長等に選考結果を報告する。
- 3 所長等は、選考委員会からの報告に基づき、当該部長に、知事表彰の表彰対象者を選考調書に關係書類を添えて推薦するとともに、所長等表彰の表彰対象者を選考調書により報告する。ただし、総務部各課長及び地方機関の長については、土木部長に推薦を行うこととする。

(審査委員会)

第6条 土木部長及び農林水産部長は、島根県優良工事等表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる事項を行わせる。

- (1) 前条第3項に基づき知事表彰の推薦があった表彰対象者について、予備選考を行わせるため、優良工事等表彰選考委員会土木・建築部会（総務部営繕課を含む）及び農林水産部会（以下「各部会」という。）を設置すること。
- (2) 次条第3項に基づき各部会から報告のあった知事表彰の表彰対象者を、選考基準等に基づき選考し、知事に上申すること。
- (3) 前条第3項に基づき報告のあった所長等表彰の表彰対象者について、各部会に予備調整・協議を行わせたうえ、意見を述べること。
- (4) この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な運用方針等を定めること。なお、策定にあたっては各部会の意見を求めることができる。
- 2 審査委員会の構成は、次のとおりとし、必要に応じて委員長が指名するものを委員に加えることができる。
- (1) 委員長 土木部長
- (2) 副委員長 農林水産部長
- (3) 委員 総務部 次長（建築）
農林水産部及び土木部 技監、次長及び参事
（ただし、技監及び参事は設置されたときに限る。）
農林水産総務課長、技術管理課長
- (4) 事務局 農林水産総務課、技術管理課
- 3 審査委員会は、委員長が議長となり構成員の1/2以上の出席により成立する。ただし、第1項(4)の事項について、委員長が認めたときは、議案の回議により審査委員会の審議に替えることができるものとする。

(各部会)

第7条 前条第1項第1号に基づき設置した各部会の委員構成は、別表のとおりとする。

- 2 各部会長は、審査に必要があるときは、推薦があった所長等の指名する職員を出席させることができる。
- 3 各部会長は、知事表彰の表彰対象者を選考基準等により選考のうえ、審査委員会に選考調書により報告する。
- 4 各部会長は、所長等表彰の表彰対象者を選考基準等により調整・協議し、審査委員会にその結果を報告する。

- 5 各部長は、審査委員会から、表彰に関し必要な運用方針等の策定のため意見を求められた場合は報告をする。
- 6 各部会は、構成員の2／3以上の出席により成立する。

(表彰)

第8条 知事は、審査委員会の上申に基づいて、表彰対象者を決定し、知事表彰を行う。

- 2 所長等は第6条第1項第3号に基づく審査委員会からの意見に基づき、所長等表彰の表彰対象者を決定する。なお、知事表彰を受賞したものは所長等表彰の表彰対象者からは除く。

(表彰の除外及び表彰の取消し)

第9条 表彰権者は、建設業者等及び建設技術者が表彰するにふさわしくないと認められた場合は、表彰を行わない。

- 2 表彰権者は、表彰対象者が表彰の決定日から表彰日までの期間において、選考基準の表彰の除外に該当したときは、表彰を取り消す。
- 3 表彰権者は、この要領により表彰となった優良工事等において、当該工事等に係る契約不適合の修補又は損害賠償請求事由が発生したとき並びに法令違反等により処分を受けたときは、表彰を取り消す。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月16日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

優良工事等表彰選考委員会土木・建築部会及び農林水産部会の構成員は、次の職にあるものとする。

土木・建築部会

部会長	技術管理課長
委 員	統括技術専門監、技術管理課技術専門監 営繕課長 土木総務課長、用地対策課長、道路維持課長、道路建設課長、河川課長、 港湾空港課長、砂防課長、都市計画課長、下水道推進課長、建築住宅課長、 建設産業対策室長、河川開発室長、空港整備室長 (ただし、各課(室)長は代理者を指名し権限を委任することができる。)
庶 務	技術管理課総務担当

農林水産部会

部会長	農林水産総務課長
委 員	統括技術専門監、技術管理課技術専門監 農村整備課長、農地整備課長、森林整備課長、水産課長 (ただし、各課長は代理者を指名し権限を委任することができる。)
庶 務	農林水産総務課総務担当

島根県優良工事等表彰選考基準 (優良工事表彰)

土木部門 建築部門 農林水産部門共通

1 選考対象工事

選考の対象とする工事は、島根県が発注し前年度に完成した工事で、県内業者、準地域内業者又は県内業者が構成員となる特別共同企業体が施工したものとし、次の各号のすべてに該当する場合とする。

- ① 島根県工事成績評定要領による工事成績の評定点が、80点以上であること。
- ② 低入札調査基準価格を下回る価格で受注した工事でないこと。
- ③ 休業4日以上労働災害等、休業4日以上に相当する公衆災害並びに「担当部長又は事業所長から口頭注意」以上の措置を受けた労働災害及び公衆災害等を起こしていない工事であること。（下請け業者が起こした場合も含む）
- ④ 「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」による指名停止で、当該工事に起因した指名停止を受けていない工事であること。
- ⑤ 工事成績評定の中で、「法令遵守等」での減点がない工事であること。
- ⑥ 施工した建設業者等が、前年度の知事表彰翌日から当該年度の知事表彰日に至るまでの期間に、下記項目すべてに該当しないこと。共同企業体の場合は、構成員全員が下記項目すべてに該当しないこと。
 - 1) 他の工事及び業務において、休業4日以上労働災害等、休業4日以上に相当する公衆災害又は「事務所（局）長から口頭注意」以上の措置を受けた建設工事等事故を起こした。（下請け業者が起こした場合も含む）
 - 2) 島根県発注工事において、契約不適合の修補又は損害賠償請求事由が発生した。
 - 3) 島根県発注工事において、工事成績の評定点が65点未満の工事があった。
 - 4) 上記1)～3)以外の事由で「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」による指名停止を受けた。

2 優良工事選考基準

優良な工事の選考は、次の各号のいずれかに該当するもので、他の模範として推奨すべき業績と認められるものとする。

- ① 工事成績・・・当該工事において、特に優れた工事成績であるもの。
- ② 工事の難易度・・・高度な技術レベル・難易度の高い工事の施工又は困難な条件の克服等を行い、工事の円滑な遂行に顕著な貢献をしたもの。
- ③ 他工事の工事成績・・・他工事においても優秀な成績を挙げ、技術の向上に顕著な貢献をしたもの。
- ④ 高度技術力・創意工夫・・・工事に関し、新技術の導入、新たな技術的提案、創意工夫・コスト縮減等を積極的に行い、それぞれに顕著な成果を上げたもの。
- ⑤ 安全対策・環境配慮等・・・安全対策・環境配慮等を徹底し、地域との積極的な協調を図るなど、建設事業のイメージアップに貢献したもの。
- ⑥ 出来ばえ・・・当該工事において、特に優れた出来ばえであるもの。
- ⑦ その他・・・当該工事において、上記事項に準じて顕著な貢献又は成果を上げたもの。

3 表彰の除外

次の各号のいずれかに該当した場合は、選考及び表彰より除外する。

- ① 選考対象外工事・・・「選考対象工事」に該当しなくなった場合。
- ② その他・・・その他、表彰にふさわしくないと認められる場合。

島根県優良工事等表彰選考基準
(優良業務表彰)

地質調査・測量・調査業務部門 土木設計業務部門 農林水産設計業務部門 建築設計業務部門共通

1 選考対象業務

選考の対象とする業務は、島根県が発注し前年度に完了した業務で、県内業者又は準地域内業者が受託したものとし、次の各号のすべてに該当する場合とする。

- ① 島根県設計・測量・調査等業務成績評定要領による業務成績の評定点が、80点以上であること。
- ② 低入札調査基準価格を下回る価格で受注した業務でないこと。
- ③ 休業4日以上労働災害等、休業4日以上に相当する公衆災害並びに「担当部長又は事業所長から口頭注意」以上の措置を受けた労働災害及び公衆災害等を起こしていない業務であること。（下請け業者が起こした場合も含む）
- ④ 「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」による指名停止で、当該業務に起因した指名停止を受けていない業務であること。
- ⑤ 業務成績評定の中で、「事故等による減点」がない業務であること。
- ⑥ 業務を実施した建設業者等が、前年度の知事表彰翌日から当該年度の知事表彰日に至るまでの期間に、下記項目すべてに該当しないこと。
 - 1) 他の工事及び業務において、休業4日以上労働災害等、休業4日以上に相当する公衆災害又は「事務所（局）長から口頭注意」以上の措置を受けた建設工事等事故を起こした。（下請け業者が起こした場合も含む）
 - 2) 島根県発注業務において、契約不適合の修補又は損害賠償請求事由が発生した。
 - 3) 島根県発注業務において、業務成績の評定点が65点未満の業務があった。
 - 4) 上記1)～3)以外の事由で「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」による指名停止を受けた。

2 優良業務選考基準

優良な業務の選考は、次の各号のいずれかに該当するもので、他の模範として推奨すべき業績と認められるものとする。

- ① 業務成績・・・・・・・・・・当該業務において、特に優れた業務成績であるもの。
- ② 業務の難易度・・・・・・・・・・高度な技術レベル・難易度の高い業務の遂行又は困難な条件の克服等を行い、業務の円滑な遂行に顕著な貢献をしたもの。
- ③ 企画力・提案力・・・・・・・・的確な企画・独自の提案等を積極的に行い、業務の円滑な遂行に顕著な貢献をしたもの。
- ④ 業務執行技術力・・・・・・・・先進技術の活用・新たな工法の採用等の提案又は創意工夫等を積極的に行い、それぞれに顕著な成果を挙げたもの。
- ⑤ コスト縮減・環境配慮等・・・・コスト縮減・環境配慮等の積極的提案を行い、技術力の向上に顕著な成果を上げたもの。
- ⑥ 成果品の品質・・・・・・・・・・当該業務において、的確で創意工夫等があり、特に優れた成果品であるもの。
- ⑦ その他・・・・・・・・・・当該業務において、上記事項に準じて顕著な貢献又は成果を上げたもの。

3 表彰の除外

次の各号のいずれかに該当した場合は、選考及び表彰より除外する。

- ① 選考対象外業務・・・・「選考対象業務」に該当しなくなった場合。
- ② その他・・・・・・・・・・その他、表彰にふさわしくないと認められる場合。

島根県優良工事等表彰選考基準
(優秀建設技術者表彰)

建設工事部門 業務部門共通

1 選考対象技術者

選考の対象とする優秀技術者は、同一年度に知事表彰又は所長等表彰となる工事又は業務に携わった建設技術者で、次の各号のすべてに該当する場合とする。

- ① 知事表彰又は所長等表彰となる工事又は業務の契約期間すべてで、建設技術者として従事していること。
- ② 知事表彰又は所長等表彰となる工事又は業務で従事した会社に、表彰時も引き続き在籍していること。

2 優秀技術者選考基準

優秀技術者の選考は、次の各号のいずれかに該当するもので、他の模範として推奨すべき業績と認められる者とする。

- ① 工事等の成績・・・・・・・・・・当該工事等において、特に優れた工事成績又は優秀な業務成績を挙げた者。
- ② 工事等の難易度・・・・・・・・・・高度な技術レベル・難易度の高い工事等又は困難な条件を克服し、工事等を円滑に遂行した者。
- ③ 他の工事等の成績・・・・・・・・他の工事等においても優秀な成績を挙げ、技術力の向上に顕著な貢献をした者。
- ④ 高度技術力・創意工夫・コスト削減・・工事等に関し、新技術の導入・新たな技術的提案・創意工夫・コスト削減等を積極的に行い、それぞれに顕著な成果を上げた者。
- ⑤ 安全対策・環境配慮・・・・・・・・安全対策・環境配慮等を徹底し、地域との積極的な協調を図るなど、建設事業等のイメージアップに貢献した者。
- ⑥ 出来ばえ・成果品の品質・・・・・・・・特に優れた出来ばえの工事の完成又は特に優れた成果品の遂行に貢献したものの。
- ⑦ その他・・・・・・・・・・当該工事等において、上記事項に準じて顕著な貢献又は成果を上げたもの。

3 表彰の除外

次の各号のいずれかに該当した場合は、選考及び表彰より除外する。

- ① 選考対象外技術者・・・・「選考対象技術者」に該当しなくなった場合。
- ② その他・・・・・・・・・・その他、表彰にふさわしくないと認められる場合。

島根県優良工事等表彰選考基準
（優良下請工事表彰）

土木部門 建築部門 農林水産部門共通

1 選考対象下請工事

選考の対象とする下請工事は、同一年度に知事表彰となる工事について、次の各号のすべてに該当する県内業者が下請契約を締結して施工したものとする。

- ① 下請負金額が3,500万円以上（下請工事の工事種別が建築一式工事にあつては7,000万円以上）の1次下請業者
- ② 下請負金額の70%以上に相当する工程を自社施工・管理した業者
- ③ 前年度の知事表彰翌日から当該年度の知事表彰日に至るまでの期間に、下記項目すべてに該当しないこと。
 - 1) 他の工事又は業務において、休業4日以上労働災害等、休業4日以上に相当する公衆災害又は「事務所（局）長から口頭注意」以上の措置を受けた建設工事等事故を起こした。（下請け業者が起こした場合も含む）
 - 2) 島根県発注工事又は業務において、契約不適合の修補又は損害賠償請求事由が発生した。
 - 3) 島根県発注工事又は業務において、工事成績又は業務成績の評定点が65点未満の工事又は業務があった。
 - 4) 上記1)～3)以外の事由で「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」による指名停止を受けた。

2 優良下請工事選考基準

優良な下請工事の選考は、次の各号のいずれかに該当するもので、他の模範として推奨すべき業績と認められるものとする。

- ① 工事の難易度・・・元請業者と協力して、高度な技術レベル・難易度の高い工事の施工又は困難な条件の克服等を行い、工事の円滑な遂行に顕著な貢献をしたもの。
- ② 高度技術力・創意工夫・・・元請業者と協力して、工事に関し、新技術の導入、新たな技術的提案、創意工夫・コスト縮減等を積極的に行い、それぞれに顕著な成果を上げたもの。
- ③ 安全対策・環境配慮等・・・元請業者と協力して、安全対策・環境配慮等を徹底し、地域との積極的な協調を図るなど、建設事業のイメージアップに貢献したもの。
- ④ 出来ばえ・・・・・・・・元請業者と協力して、工事の優れた出来ばえに顕著な貢献をしたもの。
- ⑤ その他・・・・・・・・工事中において、上記事項に準じて顕著な貢献又は成果を上げたもの。

3 表彰の除外

次の各号のいずれかに該当した場合は、選考及び表彰より除外する。

- ① 選考対象外工事・・・「選考対象工事」に該当しなくなった場合。
- ② その他・・・・・・・・その他、表彰にふさわしくないと認められる場合。

島根県優良工事等表彰選考基準
(特別表彰：建設業者等)

1 選考対象建設業者等

選考の対象とするものは、次の各号のすべてに該当する建設業者等とする。また、島根県建設工事等入札参加資格有資格者名簿に掲載されている建設業者及び測量業者、建設コンサルタント等で構成される団体も選考対象とすることができる。

- ① 県内業者又は準地域内業者であること。
- ② 前年度の知事表彰翌日から表彰の通知を行う前日までの期間において、低入札調査基準価格を下回る価格で受注した工事等がないこと。
- ③ 前年度の知事表彰翌日から当該年度の知事表彰日に至るまでの期間に、下記項目すべてに該当しないこと。
 - 1) 他の工事又は業務において、休業4日以上労働災害等、休業4日以上に相当する公衆災害又は「事務所（局）長から口頭注意」以上の措置を受けた建設工事等事故を起こした。（下請け業者が起こした場合も含む）
 - 2) 島根県発注工事又は業務において、契約不適合の修補又は損害賠償請求事由が発生した。
 - 3) 島根県発注工事又は業務において、工事成績又は業務成績の評定点が65点未満の工事又は業務があった。
 - 4) 上記1)～3)以外の事由で「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」による指名停止を受けた。

2 特別表彰選考基準

特別表彰の選考は、次に該当するもので、他の模範として推奨すべき功績と認められるものとする。

- ① 地域貢献・・・災害等の対応において他の模範となる功績を挙げたもの。
県管理道路除雪業務に長年携わり、その功績が顕著なもの。
県管理道路・河川の維持管理業務等において、その功績が顕著なもの。
長年ボランティア活動を行いその功績が顕著なもの。
- ② その他・・・ICT技術の活用において他の模範となる功績を挙げたもの。等

3 表彰の除外

次の各号のいずれかに該当した場合は、選考及び表彰より除外する。

- ① 選考対象外・・・「選考対象建設業者等」に該当しなくなった場合。
- ② その他・・・その他、表彰にふさわしくないと認められる場合。

島根県優良工事等表彰選考基準
(特別表彰：若手優秀技術者)

建設工事部門 業務部門共通

1 選考対象技術者

選考の対象とする若手優秀技術者は、同一年度に知事表彰となる工事又は業務に携わった建設技術者で、次の各号のすべてに該当する場合とする。

- ① 知事表彰となる工事又は業務の契約期間のうち、準備及び後片付けの期間を除く施工に必要な期間（担当する工事又は業務を実施する期間のみ）に建設技術者として従事していること。
- ② 知事表彰となる工事又は業務に従事した会社に、表彰時も引き続き在籍していること。
- ③ 知事表彰となる工事又は業務の契約時点で40歳未満であること。

2 若手優秀技術者選考基準

若手優秀技術者の選考は、次の各号のいずれかに該当するもので、他の模範として推奨すべき業績と認められる者とする。

- ① 工事等の難易度・・・・・・・・・・高度な技術レベル・難易度の高い工事等又は困難な条件を克服し、工事等の円滑な遂行を支援した者。
- ② 高度技術力・・・・・・・・・・工事等に関し、新技術の導入・新たな技術的提案を積極的に行い、顕著な成果を上げたことを支援した者。
- ③ 創意工夫・・・・・・・・・・工事等に関し、創意工夫を積極的に行い、顕著な成果を上げたことを支援した者。
- ④ コスト削減・・・・・・・・・・工事等に関し、コスト削減を積極的に行い、顕著な成果を上げたことを支援した者。
- ⑤ 安全対策・環境配慮・・・・・・・・安全対策・環境配慮等を徹底し、地域との積極的な協調を図るなど、建設事業等のイメージアップ貢献を支援した者。
- ⑥ 出来ばえ・成果品の品質・・・・・・・・優れた出来ばえの工事の完成又は特に優れた成果品の遂行を支援した者。
- ⑦ その他・・・・・・・・・・当該工事等において、上記事項に準じて顕著な貢献又は成果を上げたもの。

3 表彰の除外

次の各号のいずれかに該当した場合は、選考及び表彰より除外する。

- ① 対象となる知事表彰工事又は業務が表彰日までに表彰から除外された場合。
- ② 選考対象外技術者・・・「選考対象技術者」に該当しなくなった場合。
- ② その他・・・・・・・・・・その他、表彰にふさわしくないと認められる場合。